

岩手県告示第108号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成28年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成28年1月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人インラージ岩手
  - (2) 代表者の氏名 松好文司
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市北天昌寺町17番8号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、2011年制定の「スポーツ基本法」の下、不特定多数の人々に対してスポーツの楽しみと感動を分かち、総合型地域スポーツクラブとしての活動を追及することによって、とりわけサッカーの普及、少年サッカーチームの運営及び選手育成に尽力し、新たなスポーツ文化の確立と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。